

盛岡市新市庁舎整備審議会傍聴要領

1 趣 旨

この要領は盛岡市新市庁舎整備審議会（以下、「審議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、本傍聴要領を承諾の上、会議の開会予定時刻の15分前までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 開会予定時刻の15分前を過ぎた場合は入室できません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

4 守っていただく事項

- (1) 会議の開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において飲食又は喫煙しないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場において写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。